

たばこ税等及び酒税の加算税の取扱いについて（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4 重加算税の取扱い</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(隠蔽又は仮装に該当する場合)</p> <p>1 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。</p> <p>(1) 帳簿（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第25条《記帳義務》、揮発油税法（昭和32年法律第55号）第24条《記帳義務》、航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第17条《記帳義務》、石油ガス税法（昭和40年法律第156号）第24条《記帳義務》、石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第21条《記帳義務》、印紙税法第18条第1項《記帳義務》、電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）第10条《記帳義務》又は酒税法（昭和28年法律第6号）第46条《記帳義務》に規定する帳簿をいう。以下同じ。）を破棄又は隠匿していること。</u></p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 次の事実を記載した納品書、請求書、証明書、契約書その他の書類（以下「書類」という。）を、破棄又は隠匿していること。</p> <p>イ <u>製造たばこ（たばこ税法第2条第1項第1号《定義》に規定する製造たばこをいい、同法第8条《製造たばことみなす場合》の規定により製造たばことみなされる物を含む。）の製造、貯蔵又は販売に関す</u></p>	<p style="text-align: center;">第4 重加算税の取扱い</p> <p><u>(重加算税の適用対象税目)</u></p> <p>1 <u>通則法第68条第5項《間接国税に対する重加算税の不適用》の規定により、たばこ税等及び酒税のうち、航空機燃料税、印紙税及び電源開発促進税は重加算税の適用の対象となるのであるから留意する。</u></p> <p>(隠蔽又は仮装に該当する場合)</p> <p>2 通則法第68条第1項又は第2項に規定する「国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実（以下「不正事実」という。）がある場合をいう。</p> <p>(1) 帳簿（<u>航空機燃料税法（昭和47年法律第7号）第17条《記帳義務》、印紙税法第18条第1項《記帳義務》又は電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）第10条《記帳義務》に規定する帳簿をいう。以下同じ。）を破棄又は隠匿していること。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 次の事実を記載した納品書、請求書、証明書、契約書その他の書類（以下「書類」という。）を、破棄又は隠匿していること。</p>

改正後	改正前
<p><u>る事実</u></p> <p>ロ <u>揮発油（揮発油法第2条第1項《定義》に規定する揮発油をいい、同法第6条《揮発油等とみなす場合》、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第88条の6第1項《みなし揮発油等の特例》の規定により揮発油とみなされる物を含む。）の製造、貯蔵又は販売に関する事実</u></p> <p>ハ <u>航空機燃料（航空機燃料税法第2条第2号《定義》に規定する航空機燃料をいう。以下同じ。）の譲渡若しくは譲受け又は航空機燃料の航空機（同条第1号に規定する航空機をいう。以下同じ。）への積み込み若しくは航空機からの取卸しに関する事実</u></p> <p>ニ <u>石油ガス（石油ガス税法第2条第1号《定義》に規定する石油ガスをいう。）の受入れ又は払出しに関する事実</u></p> <p>ホ <u>原油（石油石炭税法第2条第1号《定義》に規定する原油をいう。）、ガス状炭化水素（同条第3号に規定するガス状炭化水素をいう。）若しくは石炭（同条第4号に規定する石炭をいう。）の採取又は原油等（同法第4条第2項《納税義務者》に規定する原油等をいう。）の購入、貯蔵、消費、若しくは販売に関する事実</u></p> <p>ヘ <u>印紙税法第11条第1項《書式表示による申告及び納付の特例》の承認に係る同法第3条第1項《納税義務者》に規定する課税文書（以下「課税文書」という。）の作成若しくは当該課税文書に係る用紙の受入れ又は同法第12条第1項《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》の承認に係る同項に規定する預貯金通帳等の口座の数（印紙税法施行令（昭和42年政令第108号）第18条第2項第2号《記帳義務》に掲げる睡眠口座及び非課税預貯金通帳に係る口座の数を含む。）に関する事実</u></p> <p>ト <u>電源開発促進税法第2条第3号《定義》に規定する販売電気の電力量に関する事実</u></p> <p>チ <u>酒類（酒税法第2条第1項《定義》に規定する酒類をいう。）又は酒母（同法第3条第24号に規定する酒母をいう。）若しくはもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。）の製造、貯蔵又は販売（販売の</u></p>	<p>イ 航空機燃料（航空機燃料税法第2条第2号《定義》に規定する航空機燃料をいう。以下同じ。）の譲渡若しくは譲受け又は航空機燃料の航空機（同条第1号に規定する航空機をいう。以下同じ。）への積み込み若しくは航空機からの取卸しに関する事実</p> <p>ロ 印紙税法第11条第1項《書式表示による申告及び納付の特例》の承認に係る同法第3条第1項《納税義務者》に規定する課税文書（以下「課税文書」という。）の作成若しくは当該課税文書に係る用紙の受入れ又は同法第12条第1項《預貯金通帳等に係る申告及び納付等の特例》の承認に係る同項に規定する預貯金通帳等の口座の数（印紙税法施行令（昭和42年政令第108号）第18条第2項第2号《記帳義務》に掲げる睡眠口座及び非課税預貯金通帳に係る口座の数を含む。）に関する事実</p> <p>ハ 電源開発促進税法第2条第3号《定義》に規定する販売電気の電力量に関する事実</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="241 220 707 252">代理又は媒介を含む。)に関する事実</p> <p data-bbox="168 263 376 295">(4)・(5) (省略)</p> <p data-bbox="185 352 517 384">(重加算税対象税額の計算)</p> <p data-bbox="143 395 1115 767">2 重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第 68 条及び国税通則法施行令(昭和 37 年政令第 135 号)第 28 条《重加算税を課さない部分の税額の計算》の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限後申告(以下「更正等」という。)があった後の税額から隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる課税標準数量又は税額控除対象数量(以下「課税標準数量等」という。)は、その更正等のあった後の課税標準数量等から不正事実に基づく課税標準数量等を控除した金額を基に計算する。</p> <p data-bbox="185 825 1048 857">(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象税額の計算)</p> <p data-bbox="143 868 1115 1114">3 通則法第119条第4項の規定に基づき重加算税の全額が切り捨てられる場合には、その切り捨てられることとなった重加算税の計算の基礎となった<u>たばこ税等及び酒税の額</u>(通則法第118条第3項の規定を適用する前の額をいう。)は、過少申告加算税及び無申告加算税の計算の基礎となる通則法第65条第1項及び第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれないのであるから留意する。</p> <p data-bbox="185 1171 1077 1203">(短期間に繰り返して仮装・隠蔽が行われた場合の加重措置の留意事項)</p> <p data-bbox="143 1214 1115 1374">4 第3の5《無申告加算税を課す場合の留意事項》中の(3)及び(4)の取扱いについては、通則法第68条第4項の適用に当たり、同項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」について準用する。</p>	<p data-bbox="1167 263 1375 295">(4)・(5) (同左)</p> <p data-bbox="1184 352 1516 384">(重加算税対象税額の計算)</p> <p data-bbox="1142 395 2114 767">3 重加算税の計算の基礎となる税額は、通則法第68条及び国税通則法施行令(昭和37年政令第135号)第28条《重加算税を課さない部分の税額の計算》の規定により、その基因となった更正、決定、修正申告又は期限後申告(以下「更正等」という。)があった後の税額から隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額を控除して計算するのであるが、この場合、その隠蔽又は仮装をされていない事実だけに基づいて計算した税額の基礎となる課税標準数量又は税額控除対象数量(以下「課税標準数量等」という。)は、その更正等のあった後の課税標準数量等から不正事実に基づく課税標準数量等を控除した金額を基に計算する。</p> <p data-bbox="1184 825 2047 857">(重加算税について少額不徴収に該当する場合の過少対象税額の計算)</p> <p data-bbox="1142 868 2114 1114">4 通則法第119条第4項の規定に基づき重加算税の全額が切り捨てられる場合には、その切り捨てられることとなった重加算税の計算の基礎となった<u>航空機燃料税、印紙税又は電源開発促進税の額</u>(通則法第118条第3項の規定を適用する前の額をいう。)は、過少申告加算税及び無申告加算税の計算の基礎となる通則法第65条第1項及び第66条第1項に規定する納付すべき税額に含まれないのであるから留意する。</p> <p data-bbox="1184 1171 2074 1203">(短期間に繰り返して仮装・隠蔽が行われた場合の加重措置の留意事項)</p> <p data-bbox="1142 1214 2096 1374">5 第3の5《無申告加算税を課す場合の留意事項》中の(3)及び(4)の取扱いについては、通則法第68条第4項の適用に当たり、同項に規定する「無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがあるとき」について準用する。</p>